

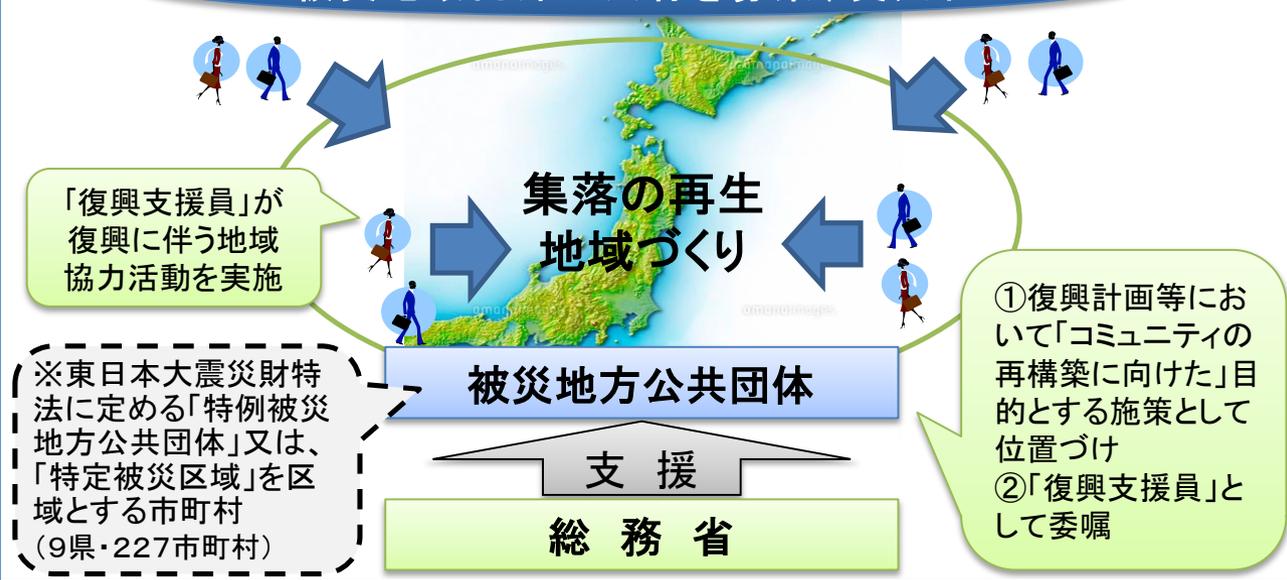
「復興支援員」制度について

制度の概要

- 目的:被災者の見守りやケア、地域おこし活動などの「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体:被災地方公共団体 ※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・227市町村)
- 設置根拠等:被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間:概ね1年以上 ※第2期復興・創生期間(R3~R7)中
- 総務省の支援
 - ①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置(2011年度~)
⇒ 報償費等及び所要の活動経費について特別交付税措置 ※地震・津波被災地域の「地域おこし活動の支援等」(注)については、令和7年度で措置を終了する。
 - ②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、
募集や研修、マネジメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート
- 支援員数:199名(令和3年度復興特交算定ベース) 20団体(3県・17市町村)

(注)「地域おこし活動の支援等」とは、復興支援員が従事する活動のうち、「心のケア等の被災者支援」以外のもの。

被災地域内外の人材を募集、受入れ



復興に伴う地域協力活動の例

- 住民の生活支援、見守り・ケア
(当該活動と一体として行う相談業務を含む。)
 - ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手、巡回時における住民からの健康・生活支援等に関する一般的な相談対応、適切な相談窓口の案内等
 - ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整
- 地域おこしの支援
 - ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
 - ・都市との交流事業実施の応援等
 - ・地場製品の販売その他地産地消の推進のための取組の応援等
- 農林水産業への従事等

※具体的内容については、各被災地方公共団体が委嘱において地域の実情に応じ定める